

1 改正の趣旨

1. 東京都教育委員会においては、都立立川国際中等教育学校へ新たに附属小学校を設置し、令和4年4月には、新しく都道府県立小中高一貫教育校が開校する見込み。
2. 現行の法令上、都道府県立・公立大学附属を含め、公立の小・中（併設型を除く。）・義務教育学校・特別支援学校（小・中学部）においては、義務教育を最終的に保障するということから、懲戒としての退学処分を行うことができない。
一方、性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、市町村教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
3. しかし、都道府県立小・中・義務教育学校については、国・公立大学附属・私立の小・中・義務教育学校等と同様に、区域外就学等として扱われ、希望者について校長が入学を認める性格のものであるため、退学処分を認めたとしても、市町村立小・中（併設型を除く。）・義務教育学校最終的な受け入れ先となる。
したがって、都道府県立小・中・義務教育学校においては、国・私立の小・中・義務教育学校等と同様に、退学処分を認め、出席停止の措置は認めないものとするのが適当である。
※出席停止が義務教育を受ける権利の重大な制限であることに鑑みれば、出席停止の措置は退学処分が認められない学校に限って認められると解すべきである。
※同様に、公立大学附属の小・中・義務教育学校においても、退学処分を認め、出席停止の措置は認めないものとするのが適当。

2 改正の概要

現行の法令上は、都道府県立・公立大学附属を含め、公立の小・中（併設型を除く。）・義務教育学校においては退学処分を行うことができない。そのため、施行規則第26条を改正し、退学処分を行うことができない学校を市町村立小・中（併設型を除く。）・義務教育学校に限ることで、都道府県立小・中・義務教育学校において、退学処分を行うことができるものとする。（なお、本改正により、公立大学附属の小・中・義務教育学校においても、退学処分を行うことができることとなる。）

2 パブコメの結果概要

パブコメを令和3年6月24日から令和3年7月23日まで実施した。結果の概要は以下のとおり。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ 退学処分を認めることについては賛成だが教師が児童生徒を抑えつけるために退学処分を濫用することがないように留意すべき。	御意見ありがとうございました。 退学処分については、学校教育法施行規則第二十六条のとおり、適切な運用がなされるよう、必要に応じて対応してまいります。
○ その他教育や国政全般への御意見	今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。

3 施行日

令和4年4月1日

※公布日は令和3年9月13日

【参照条文】

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第二十六条（略）

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。
- ⑤（略）